

## 高知県私立学校建築費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則(昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。)第24条の規定に基づき、高知県私立学校建築費補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、規則に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

### (補助目的)

第2条 県は、教育条件の維持向上及び施設整備費等納付金の保護者負担の軽減を図ることを目的として、私立学校法(昭和29年法第270号)第3条に規定する学校法人(以下「補助事業者」という。)が行う学校施設の整備に要する経費について予算の範囲内において補助する。

### (補助対象事業)

第3条 補助金の補助対象事業は、私立学校法(昭和29年法第270号)第3条に規定する学校法人(以下「補助事業者」という。)が既に設置している小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校の校舎、屋内運動場又は寄宿舎(全寮制に限る。)(以下これらの施設を「学校施設」という。)の建築(新築、増築又は改築をいう。)事業(以下「補助事業」という。)で、補助事業に要する経費が1億円以上のものとする。

### (補助事業に要する経費)

第4条 この要綱で補助事業に要する経費とは、学校施設の建築に要する工事費をいい、その内容は別表第1に定めるとおりとする。

### (補助対象経費)

第5条 この補助金の補助対象経費は、次項に定める補助対象面積に第3項に定める補助単価を乗じて得た額とする。ただし、特定収入がある場合は、当該額と補助事業に要する経費から次の各号の特定収入額を控除した額とを比較し、いずれか低い額を補助対象経費とする。

(1) 補助対象事業に対して、他の補助金が交付される場合は、その補助金の対象面積に第3項第1号の単価を乗じた額

(2) 補助対象事業が、公共事業等のため移転をする事業であって、その移転に伴う移転補償金がある場合は、補助事業に要する経費に係る移転補償金額に相当する額

2 前項の補助対象面積は、単位を平方メートルとし、次の各号に掲げるいずれか少ない面積とする。

(1) 補助対象事業に係る工事の実施面積(他の補助金の対象となる面積を除く。)

(2) 補助対象事業に係る私立学校の学則に定める児童又は生徒の収容定員又は学級数(当該事業の実施に伴う収容定員又は学級数の変更を予定している場合において、知事が必要があると認めるときは、変更後の収容定員又は学級数とすることができる。)を基礎に、別表第2に定める方法により算定した基準面積から、当該私立学校の保有面積(補助事業に係る学校施設と同一の用途に供する既存施設の面積をいい、当該事業実施に伴って取り壊す部分又は譲渡する部分があるときは、それらを控除したものとする。)を控除して得た面積

3 第1項の補助単価は、1平方メートル当たりの単価とし、次の各号に掲げるいずれか低い単価とする。

- (1) 補助対象事業に係る工事の実施単価（補助事業に要する経費を当該工事の実施面積で除して得た額とし、1円未満の端数がある場合はそれを切り捨てた額）
- (2) 補助金の交付申請をしようとする年度の義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和33年法律第81号）により定められた学校施設の構造区分に応じた建築単価（高等学校の校舎については、高等学校産業教育施設整備費国庫補助事業（私立高等学校産業教育施設整備費）において定められた構造区分に応じた建築工事単価）

（補助金の額）

第6条 交付する補助金の額は、校舎及び屋内運動場にあつては補助対象経費の10分の3以内、寄宿舎にあつては10分の1以内とする。ただし、算出された補助金額に千円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（事業着手の承認の申請）

第7条 補助金の交付の申請をしようとする者は、あらかじめ別記第1号様式による事業着手承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（補助金の交付の申請）

第8条 規則第3条第1項に規定する補助金交付申請書の様式は、別記第2号様式によるものとし、知事が別に指定する日までに知事に提出するものとする。

- 2 前項の補助金等交付申請書の提出に当たっては、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

（補助金の交付の決定）

第9条 知事は前条の規定による申請が適当であると認めるときは、補助金の交付の決定をし、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが次の各号に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

- (1) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下この条において「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下この条において同じ。）であるとき。
- (2) 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- (3) その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- (4) 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- (5) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。

- (6) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- (7) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- (8) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- (9) その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- (10) その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(補助金の交付の決定の取消し)

第10条 知事は、補助事業者が前条各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助の条件)

第11条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業の実施に当たっては、第9条各号に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (2) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (3) 補助事業により取得した財産は、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。
- (4) 補助事業により取得した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数等に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。
- (5) 前号の規定により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。

(補助事業の変更)

第12条 補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ別記第3号様式による内容変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる場合において、補助事業に要する経費の20パーセントを超える減額変更をすることなく、補助目的の達成をより効率的にするために計画される変更は、この限りでない。

- (1) 学校施設の区分、工事区分、構造及び面積以外に変更を加えること。
- (2) 実施工事面積の全部又は一部を建築単価の高い構造へ変更すること。
- (3) 同一校地内において事業の建物の位置を変更すること。

(補助事業の中止又は廃止)

第13条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ別記第4号様式による中止（廃止）承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（実績報告書）

第14条 規則第11条第1項の補助事業等実績報告書の様式は、別記第5号様式によるものとし、補助事業者は補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助事業完了年度の翌年度の4月20日までのいずれか早い日までに、知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合は、前項の補助事業等実績報告書の提出に当たって当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 補助事業者は、第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合は、第1項の補助事業等実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額を別記第6号様式により速やかに報告しなければならない。この場合において、知事は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずることができる。

（補助金の額の確定）

第15条 知事は、前条の規定による報告を受けた場合は、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第12条の規定による補助事業の内容の変更承認をしたときは、その承認された内容）及びこれに付された条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第16条 補助金は、補助事業が完了し、額が確定した後に請求するものとする。

（補助金の交付）

第17条 知事は、前条の規定による請求により当該補助事業者に補助金を交付するものとする。

2 補助金は、確定した額により、補助事業の完了の日の属する年度から5年度間以内において分割又は一括して交付するものとする。

（補助金の経理等）

第18条 補助事業者は、補助事業についての収支を明らかにする帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業の完了の日の属する年度（規則第14条ただし書の規定に基づき補助金を2回以上に分けて交付されている場合は、最後の受領の日の属する年度）の終了後5年間保管しなければならない。

（県産材の使用）

第19条 補助事業者は、建築する学校施設の木造化及び木質化に取り組み、県産材の積極的な利用に努めなければならない。

（グリーン購入）

第 20 条 補助事業者は、補助事業の実施に当たり物品等を調達する場合は、県が定める高知県グリーン購入基本方針（平成 13 年 3 月 26 日策定）に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

（情報の開示）

第 21 条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成 2 年高知県条例第 1 号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第 6 条第 1 項の規定による非開示項目以外の項目は、開示を行うものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、平成 34 年 5 月 31 日限りその効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 11 条第 3 号、第 4 号及び第 5 号、第 14 条第 3 項並びに第 18 条の規定は、同日以後もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 15 日から施行する。